

経済学史学会ニュース

The Society for the History of Economic Thought Newsletter

No.27

January 2006

部会活動

北海道部会第 12 回例会

日時：2005 年 7 月 2 日 土曜日 午後 2 時～

場所：北海道大学経済学部 3 階会議室

参加人数：13 名

第 1 報告：「1920 年代アメリカにおける消費論」

生垣 琴絵 (北海道大学大学院)

第 2 報告：「リカード体系における長期的ヘクシャー・オリーオン定理の有効性」

内山 隆司 (札幌大学経済学部)

1920 年代アメリカにおける消費論

生垣 琴絵

第 1 次世界大戦後の 1920 年代アメリカは、ラジオが出現し、自家用車が普及したことに見られるように、現代消費社会の原点ともいえる。所得の増加につれて、必需品ではない財への支出が増加したが、それにはどのような経済的意味があるのか。このような観点から、1920～30 年代には、standard of living とそれを成立させる消費についての議論が活発になった。

論者の一人である女性経済学者ヘーゼル・キルク (Hazel Kyrk) は、消費者を主体とした「適切な消費の理論」を展開したが、それは、消費者の位置と機能を示すと共に、受動的ではない消費者、生産を規定するものとしての消費者という消費者主権の思想を示すものであった。また、正当な根拠なしに人間の行動の型を想定する限界効用理論の非現実性を批判し、新たな消費論の可能性を探ったのも彼女の理論の特徴

の一つであった。

最も重要なのは、彼女が、消費の理論は、生活水準の周辺に打ち立てられるべきものとした点である。それは、「どのようにこれらの基準が出来上がるかを説明」し、「それが構成されるプロセス」を示すものであった。そして、「それらの基準の構成要素を分析」し、それが発展し変化する状況を描き出した。その主役は消費者である。特に、家計を管理し消費＝選択を行なう主体としての女性を重視し、彼女たちを「専門家」として訓練すること、消費の組織化の必要性を示した。このように経済における女性の役割を強調した点は、彼女の消費論の最大の特徴といえる。これは、以後、彼女がホーム・エコノミクスにおいて、女性の役割を重視した経済学を展開することになった原点であると言える。

現代において彼女の業績はほとんど注目されないが、ホーム・エコノミクスという分野の確立、および、シカゴ大学において後にその分野で活躍する研究者を指導したことで、その発展を促す存在となったことは間違いないだろう。

リカード体系における長期的ヘクシャー・オリーエン定理の有効性

内山 隆司

Burgstaller (1986; *Economica*, 53, 467-81) は、2財（穀物と製造品）、2要素（労働と土地）、2国からなる動学的リカードモデルを用いて、リカードの世界では、[1]ヘクシャー・オリーエン定理が貿易開始後の長期には成立しない、[2]需要パラメーターの国際的相違は長期的な均衡貿易を誘発しない、[3]要素価格均等化定理が成立することと長期的均衡貿易が成立しないことは同値である、と論じ、リカード的貿易モデルの特異性を強調する。

本報告は、Burgstaller のリカード的貿易・蓄積論モデルを双対性アプローチを用いて定式化し直し、さらに彼が明示的には与えなかった開放経済の正式な説明を与えた上で、彼の主張を批判的に検討する。その結果として、彼の上記の主張のいずれもが誤りであることが明らかにされる。すなわち、要素賦存比率の異なる2つのリカード的経済が貿易を開始した場合、両国の賦存比率の格差は貿易開始後の両国の資本蓄積過程においても消滅せず、この格差に基づいた比較優位と貿易パターンが貿易開始後の長期においても成立する（これはヘクシャー・オリーエン定理がリカード的世界で貿易開始後の長期に成立することを意味している、すなわち上記[1]の否定）。また、需要パラメーターのみが異なる2つのリカード的経済が貿易を開始した場合、この相違に基づく比較優位と貿易パターンは貿易開始後の短期・長期のいずれにおいても変化しない（したがって、需要パラメーターの国際的相違は長期的な均衡貿易を誘発し得る、すなわち[2]の否定）。さらに、上記のような長期的均衡貿易の存在を導く際には要素価格均等化定理が不可欠である（要素価格均等化定理の成立と長期的均衡貿易の不成立は同値ではない、すなわち[3]の否定）。以上から、Burgstaller が主張するようなリカード的貿易モデルの特異性は、決して存在しないと言える。

関西部会

第148回例会

日時：2005年7月2日

会場：名古屋大学

参加者：32名

第1報告 「シジウィック『経済学原理』と『政治学要論』の関係」

中井大介会員（大阪大学大学院）

第2報告 『ミュルダールにおける「福祉世界」のヴィジョン』

藤田菜々子会員（名古屋大学大学院）

第3報告 「シュンペーター体系における不安定性の機能と意義
—企業組織におけるイノベーションの態様と関連して—」

高橋一正会員（南山大学大学院）

「シジウィック『経済学原理』と『政治学要論』の関係」

中井 大介

『倫理学の諸方法』の著者シジウィックには『経済学原理』と『政治学要論』という主著も存在する。本報告では彼の倫理学と経済学の直接的関係を考察し、さらに両者の媒介として政治学が位置づけられる可能性を検討した。

シジウィックは彼の倫理学の結論である実践理性の二元性（利己主義と功利主義という個人の規範原理の二元性）をもとにして、経済学をサイエンスとアートに区別して確立したと考えられる。経済学のサイエンスとは利己主義に従う個々の経済活動の客観的分析であり、経済学のアートとは功利主義にもとづく望ましい政府の経済的役割についての実践的研究である。例えば個々の利己的な経済活動によって独占が生じる場合、社会的効用の観点から政府による規制が望ましいとされる。

それでは個々の経済活動に対する政府の干渉はどのように正当化されるのか。三つの回答があるように思われる。一つは「植民地総督府の功利主義」として秘教的・エリート主義的なシジウィックの功利主義に

着目する従来の解釈である。それは大衆に功利主義計算を委ねるのは危険であり、エリートが秘教的に功利主義を掌るのが社会的に望ましいとする『倫理学の諸方法』の言説である。彼は優生学に共感を示すレイシストであったことから、この回答は一定の重要性を有する。

二つ目は実践理性の二元性のもつ積極的意義である。独占によって社会的生産を抑制しつつ自らの利益を追求する個人や企業は、利己主義だけでなく功利主義も自らの規範原理としてあわせもつ主体であるため、自らの利己心を抑制される功利主義的な政府の規制を甘受する余地があるといえよう。シジウィックは規制される人のわずかな負担で社会的に大きな効用が得られる場合を念頭に置いている。彼の功利主義は博愛をベースとした義務的な個人の規範原理であった。

最後の回答は『政治学要論』で示された個人主義と社会主義という政府の規範原理である。両原理は個人の規範原理である利己主義と功利主義にそれぞれ対応していると考えられるが、まったく同一の原理ではない。例えば政府の役割は慎慮に基づく個人の権利と社会的効用の最大化を同時に達成する「功利主義的個人主義」にもとづくとする一方で、個人主義と対置する干渉主義的な政府介入の原理は社会主義とされる。さらに『政治学要論』では望ましい政体についても検討されており、最後の回答については今後の検討課題としたい。

ミュルダールにおける「福祉世界」のヴィジョン

藤田 菜々子

スウェーデン生まれの経済学者グンナー・ミュルダール（1898-1987 年）は、代表的な福祉国家擁護論者の一人であった。福祉国家にかんする彼の理論がもっとも体系的にまとめられているのは、1960 年の著書『福祉国家を越えて』である。同著は2部で構成されており、第1部では、先進資本主義諸国たる「西側諸国」に観察される「福祉国家」の進展について理論的考察および肯定的評価がなされている。しかしながら、第2部では、各国福祉国家の対外的弊害（「福祉国家の国民主義的限界」）が強調され、「福祉世界」構築の

必要が主張されている。

本報告は、ミュルダールの一見アンビバレントにも思われる福祉国家への評価を解明することを目的とする。ミュルダールの方法論的・理論的枠組み、および第1部の内容を踏まえ、とりわけミュルダールの「福祉世界」のヴィジョンを明らかにする。ヴィジョンといっても、単にミュルダールが思い描いていた理想の世界像を示すだけではなく、その理想に到達するための実践方法までも含んだヴィジョンを明らかにする。

「福祉世界」とは、「富国と貧国の双方の側で国際的結束が増大すること、および、それを基礎にして、世界的規模で機会を均等化させようとする国際協力へ向かう趨勢が上昇すること」と定義される。「福祉世界」構築に向けたミュルダールの政策提言は、低開発諸国に平等主義的国内制度改革と低開発諸国相互の経済的・政治的協力を、先進諸国には貿易政策や援助のあり方の変革を求めるものであった。しかしながら、ミュルダールは、より根本的な方策として、科学的知識による大衆啓蒙を強調した。ミュルダールは、「福祉世界」の実現は必ずや世界全般の経済発展を導き、先進諸国と低開発諸国の双方に利益をもたらすと説く。そのことが人々に理解されてこそ、民主的な「福祉世界」が構築されるという。ミュルダールは各国福祉国家を解体して「福祉世界」を構築せよと主張したわけではない。むしろ各国福祉国家のさらなる進展の先に「福祉世界」を展望していた。本報告のひとつの結論は、ミュルダールの福祉国家への評価は決してアンビバレントなものではないということ、すなわち『福祉国家を越えて』第1部と第2部は統合的に理解できるということである。

シュンペーター体系における不安定性の機能と意義 —企業組織におけるイノベーションの態様と関連して—

高橋 一正

資本主義のダイナミクス解明を目指したシュンペーター体系では、ダイナミクスと表裏一体の不安定性が重要な機能を果たす。本報告では「資本主義の不安定性」（1928）、「資本主義は生き延びるか」（1936）、『景気循環論』（1939）を主軸として、その機能を検討した。

さて、資本主義に内在する不安定性としては、①市場の非決定性によるもの、②純粋な経済変化の基本要素(イノベーション)によるもの、③資本主義制度の存続に関わるものという三つが想定された。①②は経済的な、③は制度的な不安定性と見做される。シュンペーターが採用した静態と動態および均衡と不均衡の二元論的図式は、イノベーションによる均衡の打破、および新しい均衡への運動という、経済発展プロセスの統一的記述ならびに、経済的な安定性と不安定性がもつ機能の包括的な分析を可能とした。

それでは、正と負の両面で資本主義の創造的破壊過程としてのダイナミクスを構成する②は、いかなるメカニズムで③に接続されて資本主義の変容をもたらすか。

まずイノベーションの成果は、他ならぬ企業者のイノベーション遂行能力を向上させる傾向をもつ。これはイノベーションの組織化とルーチンワーク化をもたらす。それはイノベーション遂行主体の変化をも意味する。すると企業者個人の能力・機能の重要性は低下し、ひいては企業者精神の重要性も低下する。このことが資本主義のエートス喪失を導く。

資本主義に内在的な経済的不安定性の源泉はイノベーションであるから、かかるイノベーション態様の変化は、同時に不安定性の機能と意義をも変化させる。すなわち資本主義が本来もっているダイナミズムが失われる。これが資本主義の変容である。それは「資本主義は、自らの失敗によってではなく、成功によって衰退する」という命題に集約される。

このように、イノベーション態様の变化ならびに不安定性の機能の変化こそが、資本主義の変容に関するシュンペーターのヴィジョンの、主要構成要素である

〔資料〕

経済学史学会関西部会規約

2005年7月2日経済学史学会関西部会総会において成立

部会幹事代表（部会幹事兼任）：

江里口 拓（愛知県立大・東部地区）

部会会計委員（部会幹事兼任）：

森岡 邦泰（大阪商業大・西部地区）

部会幹事： 小峯 敦（龍谷大・東部地区）

部会幹事： 奥田 敬（甲南大・西部地区）

第1条 部会の構成と目的

経済学史学会関西部会は、経済学史学会会員のうち、愛知、岐阜、三重、富山、石川、福井、滋賀、京都、奈良、大阪、和歌山、兵庫、岡山、鳥取、徳島、香川、高知の各府県に所属する者、および上記府県以外で関西部会所属を希望する者を、会員として構成される。

同部会は、経済学史研究およびこれに関わる所属会員交流を目的とする。

第2条 部会例会・総会の開催

経済学史学会関西部会は年2回の部会例会を夏季と冬季に開催し、研究報告会を行う。このうち夏季例会では部会定期総会を同時に行う。また冬季例会においても、必要に応じ臨時部会総会を行うことができる。

第3条 部会例会参加費の徴収と用途

第1項 部会例会開催費用を補助するために、各例会参加者から参加費を徴収することができる。

第2項 部会例会開催費用に対しては、参加費プールから、各開催につき20,000円を上限として補助する。経済学史学会幹事会を同時開催の場合は、同上限を30,000円とする。また、部会活動において必要となるその他の費用についても、部会総会での承認を得て、参加費プールから補助することができる。

第4条 部会幹事の定数、選出方法、任期、業務

第1項 経済学史学会関西部会は4名の部会幹事をおく。

第2項 部会幹事は以下の東部地区および西部地区

の所属会員からそれぞれ2名が担当する。なお、各会員の所属地区については、教員、職員、社員、大学院生の場合は各所属先の所在地、その他の会員の場合は各住所を基準とする。

東部地区： 愛知、岐阜、三重、富山、石川、福井、滋賀、

京都の各府県西部地区： 奈良、大阪、和歌山、兵庫、岡山、鳥取、徳島、香川、高知の各府県

第3項 部会幹事の選出は、部会定期総会での承認を得て行う。部会幹事は東・西部各地区1名ずつ毎年改選される。

第4項 各部会幹事の任期は、部会定期総会での選出後から翌々年の部会定期総会までの2年間とする。なお、夏季例会（部会幹事交代時）の事後処理は旧部会幹事の業務とする。

第5項 部会幹事は以下の業務を行う。なお、これらの業務は一般部会会員に合意の上委託することができる。

- ・部会例会報告者および部会例会開催会場の選定
- ・部会例会の運営および会場の設営、片付け
- ・所属地区における次期部会幹事候補者の募集と調整
- ・次期部会幹事への申し送り
- ・その他部会幹事の行うべき業務と目されるもの

第5条 部会幹事代表の定数、担当順、任期、業務、および部会事務局

第1項 経済学史学会関西部会は1名の部会幹事代表をおく。

第2項 部会幹事代表は原則として着任2年目の部会幹事が兼任し、東部地区と西部地区で交代担当する。

第3項 部会幹事代表の任期は、部会定期総会での着任承認後から翌年の部会定期総会までの1年間とする。なお、夏季例会の事後処理は旧部会幹事代表の業務とする。

第4項 部会幹事代表は以下の業務を行う。なお、これらの業務は他の部会幹事もしくは一般部会会員に合意の上委託することができる。

- ・部会例会報告希望者の募集
- ・部会例会開催会場の予約
- ・部会例会報告者との、日程、報告タイトル、報告司会者の依頼等に関する連絡
- ・部会例会開催通知の発送
- ・部会例会報告および部会総会の総合司会
- ・部会例会報告者への『経済学史学会ニュース』掲載用報告要旨の提出依頼と、同要旨の受け取り、および経済学史学会事務局への送付
- ・経済学史学会事務局との連絡
- ・次期部会幹事代表への申し送り
- ・その他部会幹事代表の行うべき業務と目されるもの

第5項 経済学史学会関西部会は、原則として部会幹事代表の所属先内もしくは自宅におく。

第6条 部会会計委員の定数、担当順、任期、業務

第1項 経済学史学会関西部会は1名の部会会計委員をおく。

第2項 部会会計委員は原則として着任2年目の部会幹事代表でない部会幹事が担当する。

第3項 部会会計委員の任期は、部会定期総会での着任承認後から翌年の部会定期総会までの1年間とする。なお、夏季例会の事後処理は旧部会会計委員の業務とする。

第4項 部会会計委員は以下の業務を行う。なお、これらの業務は他の部会幹事に合意の上委託することができる。

- ・部会例会参加費の徴収、および部会例会開催費用に対する同参加費プールからの補助
- ・部会例会参加費プールの管理
- ・部会定期総会における会計報告
- ・次期部会会計委員への申し送り
- ・その他部会会計委員の行うべき業務と目されるもの

第7条 本規約の改廃

本規約の改廃は、部会総会の議を経た後、総会出席者（ただし経済学史学会関西部会会員に限る）の3分の2以上の賛成をもって成立する。

西南部会

第 99 回例会報告

日時：2005 年 7 月 23 日（土）13：30～

場所：佐賀大学経済学部

参加者：23 名

1. リカードウ価値論について

遠藤 哲広（九州共立大学）

2. アルフレッド・マーシャルの救貧法改革論

— 新救貧法と慈善組織協会との関連で —

鬼木 崇光（九州大学・院）

3. 1920 年代イギリスにおける社会主義論の三類型

— J. A. ホブスン、R. H. トーニー、G. D. H. コール

姫野 順一（長崎大学）

リカードウ価値論について

遠藤 哲広

リカードウ『経済学原理』第 3 版第 1 章「価値について」を内在的にまとめ、リカードウ体系の根幹に絶対価値概念のあることを明確にすることを報告の目的とした。

まず、リカードウにおける絶対価値の認識は、労働＝犠牲という実在的なものであることを各種のリカードウ自身の文言から論証した。リカードウにおける絶対価値とは、交換から独立して、生産において人間が自然に働きかけて物が得られるという自然的・根源的關係がもとになっている。つまり、自然と人間の関係＝物と労働の關係が資本主義下の「自然価格」の騰落を規定するとされる。それゆえ、自然と人間の公理がそのまま資本主義的生産を規定すると考えられている。価値の修正は容認せざるを得ないものの。

ところが、資本主義下の自然価格を規定するものが絶対価値であるという原理（＝労働価値論）は、余剰生産物を交換するだけの未開状態から資本主義が発展することによって、換言すれば社会的分業の進展ならびに機械の導入によって、表層的には見えにくくなる。それにもかかわらず、資本主義は自然な関係の延長だから、リカードウは根源的には、商品の価値ならびに労働の価値は、それを生産するのに必要な労働量によって規定され、それゆえ利潤は残余として規定さ

れると考える。その系論として、体系の基礎理論たる賃金利潤・相反命題が導出される。

この残余としての利潤こそ、経済発展の基本ファンダであるが、その動向は賃金・利潤相反命題によって規定され、それによって資本蓄積の趨勢が決定されるという点こそ、リカードウ資本蓄積論の眼目がある。この賃金・利潤相反命題は、資本主義の発展＝複雑化を前提するかぎり、換言すれば各生産部門の生産条件の一定がもはや前提され得ないとき、リカードウにおいては、絶対価値レベルでこの命題を提示していると、報告者はいわゆる価値修正論の章で実証的に論証した。

リカードウが自らの体系の基礎に絶対価値論を置くのは、資本主義の発展によって見えにくくなるものの根源にある本質を求めるとともに、資本主義の根幹には超歴史的な自然な関係が貫いていると言うことで、対象たる資本主義に「自然」という規範性を与え、自然なもの＝資本主義を対象とするがゆえに、彼の体系は自然の行方＝趨勢を把握しようという問題設定になっていると報告者は考えた。

アルフレッド・マーシャルの救貧法改革論 — 新救貧法と慈善組織協会との関連で —

鬼木 崇光

アルフレッド・マーシャルが様々な形で政府調査に貢献したことはよく知られている。本報告では、マーシャルが「老齢貧民に関する王立委員会」で活躍した時期のマーシャルの救貧法改革論を取り上げた。最初に、マーシャルが、当時の貧民救済問題の現状とその問題点をどのように把握していたかを検討し、ついで、マーシャルがそうした問題点を解決するためにどのような提案を行ったのかを吟味した。そうして、最後にマーシャルによる救貧法改革の特質を抽出することを試みた。

マーシャルは、当時の救貧法運営が時代に適応していないことを主張する。1834 年に新救貧法が施行されて以来、被救済者に対して、劣等処遇の原則の基に一律に救済が行われていた。マーシャルの認識は、社会事情の変化に伴い貧困も変化するということである。ここにはマーシャルの貧困観が表れている。貧困自体

の性質が変化するのであり、従って貧困を絶えず変容する社会の運動と絡めて捉えるということである。その救済策の一つとして、マーシャルは一般に廃止論が優勢であった院外救済を有効に利用できることを主張し、貧困労働者自身の質の向上ないし労働能率の上昇を目論んだ。次に、救貧法運営に内在する諸欠陥に対するマーシャルの批判を上げると、以下の3つがある。第一は、一般に公的救済は非弾力的であること(画一的な救済)、第2は、公的救済の受給に伴う不名誉、第3は、労働者の意見が反映されていないことである。

以上のマーシャルの思考を踏まえて、彼は救貧委員会と慈善組織協会(Charity Organization Society 以下、COS と略す。)の協同による組織化を提案する。マーシャルが目指したのは、誰もが自らの能力を存分に発揮できる社会である。当然、貧困者にも当てはまり、彼ら各々に合った救済を施すことによって、能力を発揮できるような救済策を提示した。さらにマーシャルは、単に現に発生している貧困に対処するだけでなく、将来にわたって貧困の発生を防ぎ、これを根絶するような救済制度を提示しようと努めた。そのとき、マーシャルが救済のてことして重視したのが、同感的想像力(sympathetic imagination)である。この力を発揮する主要な主体として、COS に期待した。

マーシャルの救済に関する提案は、被救済者に対しては節約といった道徳的な要素を重視することで峻別された救済策を提案して個人に向上心を育成する。他方、救済者に対しては救済に対する理解と義務を求めることで救済制度を支える。従って、両者の協同を基礎とする社会の連帯した姿を想起させるものである。そのときに、マーシャルは人と人との間の距離が広がったために、人のつながりを形成する上でCOS のような中間的な組織体を介在させた。そして、その連帯のあり方として、倫理的動機を救済のてこ考える一方で、それが貧困の存在という経済的事実とそれを長期的に解消する国民経済の発達の論理に合致するように示唆するところに、マーシャルの救貧法改革論の特質を見ることができる。

1920 年代イギリスにおける社会主義論の三類型 — J. A. ホブスン、R. H. トーニー、G. D. H. コール

姫野 順一

政治理論分析において諸イデオロギーの「コア」と「周辺」の複合的・重層的な型を強調する Michael Freeden の視点を経済思想史に応用し、1920 年代の社会主義論としてホブスン、トーニー、コールの三者の言説を取り上げ、三つの代表的な社会主義の理論タイプを析出するのが本報告のねらいである。その場合特に人間観、社会観、市場観、国家観に焦点が当てられている。

ホブスンは「活動の望ましさ」(心理的・肉体的な満足基準=善と功利の融合)を「人間福祉」の基準とし、「人間福祉のアート」を構想した。それは移転可能な生産物(財とサービス)のアートが生産の費用(純不効用)を最小にし、消費の満足(純効用)を最大にすることである。この考えはマクロ経済における過少消費と余剰、所得の不平等の認識や、習慣・伝統・流行に左右される「階級基準」による集団的な生産・消費階層論と結び付けられて、国家介入による独自の人間福祉のアートの経済学の構想に繋がった。ホブスンはワークマン・シップによる本能的な満足を、達成の栄光、公共的評価、社会サービスの真正な感覚を重視し、「身分の安全」と「生存基準」を重視したが、倫理の社会機能を説くトーニーには批判的であった。

トーニーは神から与えられた「権利」を財産ではなく「サービスの委任」と捉え、「機能=サービス」を重視し、これを「社会の機能」とし、この視点から人間の活動および財産を分類した。ここでは単なる個人的な利益や満足ではなく、「高い権威への義務」および「友愛」が最高の基準となる。労働行為を伴わない財産(レンティエ)は無機能である。この基準からトーニーは機能社会と獲得社会を区別し、これを産業社会に適用して、「最良のサービス」(第1原理)と「自己による方向付け」(第2原理)で国家介入の原理を根拠付けた。

コールは「社会」を「社会生活の仲間」でも「人間の社会集団」でもなく、「アソシエーションおよび制度の機能的な結合」と把握した。この機能が充分に発揮される条件が「社会的自由」=民主主義である。ここで社会の構成員は物質的効率と自己表現だけでな

く、コミュニティへに完全参加し「共同体的・個人的な福祉」を実現する。ここで「よき生活」は倫理ではなく機能的・人為的な選択である。この観点から契約国家は否定され、立法・行政の分離の必要のない機能

的代理者が代表者となる。とはいえ、コールにおいてアソシエーションの選択は認められた（多元的主権論）。